



# 岩手の交通安全

正しい交通ルールを守る運動推進マーク

\*\*\*\*\*

2014・8月臨時号

(平成 26 年度は「岩手の交通安全」が年 1 回 12 月頃の発行となりますが、最新情報について、臨時号を発行します。ただし、各会員へ 1 部の送付となりますのでご了承ください。)



## 夏の交通事故防止県民運動 8月1日(金)～8月10(日)

### 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

### スローガン

**ゆずりあい そのやさしさも おもてなし**

### 岩手県交通安全対策協議会の今後の取組

#### 平成 26 年度の重点項目

「高齢者及び子どもの交通事故防止」 「被災地域の交通事故防止」

#### 季節運動・県民大会

- 9 月 21 日～30 日 秋の全国交通安全運動
- 10 月 17 日～31 日 高齢者の交通事故防止県民運動
- 10 月 31 日 (金) 正しい交通ルールを守る運動県民大会・  
高校生交通安全CMコンテスト併催
- 12 月 1 日～10 日 冬の交通事故防止県民運動

## 春の全国交通安全運動で街頭活動を実施

4月6日から15日までの「春の全国交通安全運動」の実施にさきがけ、4日（金）に盛岡駅構内において開始式を行い、その後、盛岡駅周辺で街頭啓発活動を行いました。

開始式では、会長である達増知事のあいさつ、田中警察本部長の開始宣言を行い、小雨が降るあいにくの天候の中で、協議会の会員など約60人が黄色い羽根やリーフレットなど約1,000枚を配布し、交通安全を広く呼びかけました。

9月も「秋の全国交通安全運動」の実施にあわ

せて街頭啓発活動を予定しておりますので、ご協力よろしくお願いします。



## 軽米町と九戸村が交通死亡事故ゼロ継続1000日を達成

当協議会では、交通安全活動を推進して交通事故防止に努め、その成績が優秀で他の模範となる団体等を表彰しています。特に、交通死亡事故ゼロを一定の期間、長期継続した市町村に対し、その栄誉を称え表彰しています。

本年度は、軽米町が6月28日に、九戸村が7月22日に交通死亡事故ゼロ継続1,000日を達成し、軽米町交通安全対策協議会（会長 軽米町長 山本賢一）に対しては7月7日に、九戸

村交通安全対策協議会（会長 九戸村長 五枚橋久夫）に対しては7月24日に表彰状とトロフィーが授与されました。両会長とも、「死亡事故ゼロ2,000日を目指していきたい。」と喜びと決意を述べられました。



## 新任交通指導員研修会が開催される



6月19日（木）に、盛岡市青山の県営交通公園で平成26年度岩手県交通指導員研修が行われました。この研修は、岩手県交通指導隊連

絡協議会が主催したもので、平成25年度以降に新たに委嘱された交通指導員55人が参加し、交通指導員の任務や心構え、子どもと高齢者に対する指導ポイントとなどの講義のほか街頭指導の留意点などについて研修を受けました。

交通指導員は、各市町村で設置され、県内で約1,000人が使命感を持って活動しています。児童生徒の登下校時の誘導や交通安全教室での指導、街頭啓発活動などを行っており、交通事故発生件数や死者数の減少に大きく貢献しており、皆さんの今後の活躍を期待しています。

## 高齢者を交通事故から守ろう！交通安全は家庭から運動促進事業を実施

近年、岩手県の交通事故死者数の約半数が高齢者となっていることから、岩手県交通安全母の会連合会では、地域の母の会や交番・駐在と連携して、高齢者世帯を訪問しての交通安全の呼びかけや、高齢者向けの交通安全講話を実施しています。

平成 25 年度は、紫波町、矢巾町、二戸市などの約 2,000 世帯の高齢者に対し、反射材の普及や飲酒運転根絶の呼びかけを行ったほか、花巻市内 7 か所で高齢者への交通安全講話や運転技能教室などを実施し、高齢者を交通事故か

ら守るための教育・啓発活動を行いました。

今年度も北岩手地区、北上地区などで実施する予定です。



## 高齢者のための体験型交通安全講習を実施中

県内の交通事故死者数の約半数が高齢者であり、また、高齢歩行者の死亡事故のほとんどが道路横断中の後半に起こっていることから、当協議会では、(一社)岩手県交通安全協会、岩手県警察本部の協力を得て、参加・体験型の講習を実施しています。

講習は、老人クラブや自治会の集まり、ふれあいサロンなどの機会に行われ、反射機能検査器による自身の身体機能の確認のほか、さまざまな道路状況を再現する横断歩行システムなどの交通安全資器材を利用し、交通事故防止のポイントを学びます。

また、車や自転車の運転を体験しながら、交

通ルールやマナーを学んだり、夜間の交通事故防止に役立つ反射材の効果も体験します。

実施を希望される団体がありましたら、お気軽にお問合せください。



## 高齢者の交通事故防止の取組について

「正しい交通ルールを守る県民運動」については、昨年度まで「高齢者の交通安全推進期間(10/22~31の10日間)」として取り組んできましたが、今年度は、取組期間を15日に拡大し、10月17日から31日までの期間を、「高齢者の交通事故防止県民運動」として取り組むこととしております。各会員において交通事故の撲滅を目指し、さまざまな取組をいただいているところですが、日が短くなって夕暮れの交通事故が増加するこれからの季節、会員、県民が一体となった取組となるよう、ご協力をお願いします。

- 【運動の重点】
- ① 人も車も自転車も「止まって確認」の励行
  - ② 反射材用品の活用推進
  - ③ ライトの早め点灯、原則上向きライト走行の推進

# お知らせ

\*\*\*\*\*

## 市町村交通災害共済\*\*\*\*\*



交通事故でケガをしたり、死亡したとき、被災者やその家族に見舞金を支給する相互扶助制度です。

■加入対象者 県内の住民基本台帳に登録している方

■共済期間 H26.8.1~H27.7.31 ■掛金 1人400円

■見舞金の支給内容 死亡及び重度後遺障害等…1,100,000円

入院1日につき……………2,000円

通院1日につき……………1,000円

(ただし、けがの場合は20,000円から300,000円の範囲内)

■申込先 市役所、町村役場担当窓口………随時

■申込期間 県内の金融機関…6/2~9/30まで

■問合せ先 市役所、町村役場の担当窓口

岩手県市町村総合事務組合 電話 019 (622) 6279

## 道路交通法の一部が改正されました (平成26年6月1日施行)

### 一定の病気等に係る運転者対策

#### ■ 免許取得・更新時における質問制度

- 公安委員会は、免許の取得や免許証の更新をしようとする者に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができます。
- 質問票を受けた者は、回答を記載し公安委員会に提出しなければなりません。
- 公安委員会は、一定の病気等であるか調査する必要があるときは、免許保有者に報告を求めることができます。

※ 虚偽記載→ 1年以下の懲役または30万円以下の罰金

#### ■ 医師による届出制度

- 医師は、診察した者が一定の病気等に該当すると認めた場合、その者が免許を受けていると知ったときは、診察結果を公安委員会に任意で届け出ることができます。

#### ■ 免許の効力の暫定停止制度

- 公安委員会は、交通事故の状況により一定の病気等(※)に該当すると疑われる者の免許を3か月を超えない範囲内で停止することができます。

#### ■ 免許の再取得に係る試験の一部免除制度

- 一定の病気を理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、技能試験と学科試験(適性試験を除く。)が免除されます。

※ 「一定の病気」とは、てんかんや統合失調症など自動車の運転に支障を及ぼすおそれのある病気で政令に定めるものをいいます。

編集・発行 岩手県交通安全対策協議会

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 岩手県環境生活部県民くらしの安全課内

TEL: 019 (629) 5330 FAX: 019 (629) 5279